

第1回 総合評価委員会

航空局

平成24年5月25日

第1回 航空局総合評価委員会

議事次第

1. 開催日時:平成24年5月25日(金)14:00~15:30
2. 場 所:東京航空局(九段第2号合同庁舎)B1会議室
3. 次 第
 - ・委員、出席者紹介
 - ・航空局次長 挨拶
 - 1. 当局の総合評価委員会(概要説明)
 - 1.1 参加者名簿..... P3
 - 1.2 総合評価委員会配置図..... P4
 - 1.3 総合評価を導入する背景..... P5
 - 1.4 総合評価委員会設置要領..... P7
 - 1.5 総合評価委員会の進め方(案)..... P8
 - ・総合評価委員会 委員長選出
 - ・審議事項
 - 2. 建設コンサルタント業務等
 - 2.1 建設コンサルタント業務等の発注実績等(報告事項)..... P12
 - 2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等)..... P15
 - 2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)..... P19
 - 3. 工事
 - 3.1 工事の発注実績等(報告事項)..... P26
 - 3.2 実施方針(案)(工事)..... P33
 - 3.3 共通する評価方法(案)(工事)..... P36
 - ・その他
 - ・閉会挨拶

1. 当局の総合評価委員会(概要説明)

1.1 参加者名簿	P3
1.2 総合評価委員会配置図	P4
1.3 総合評価等を導入する背景	P5
1.4 総合評価委員会設置要領	P7
1.5 総合評価委員会の進め方(案)	P8

1.1 参加者名簿

委員会委員

氏名	所属・役職
長谷川 俊明	長谷川俊明法律事務所 弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部 教授
酒井 正子	帝京大学経済学部 教授

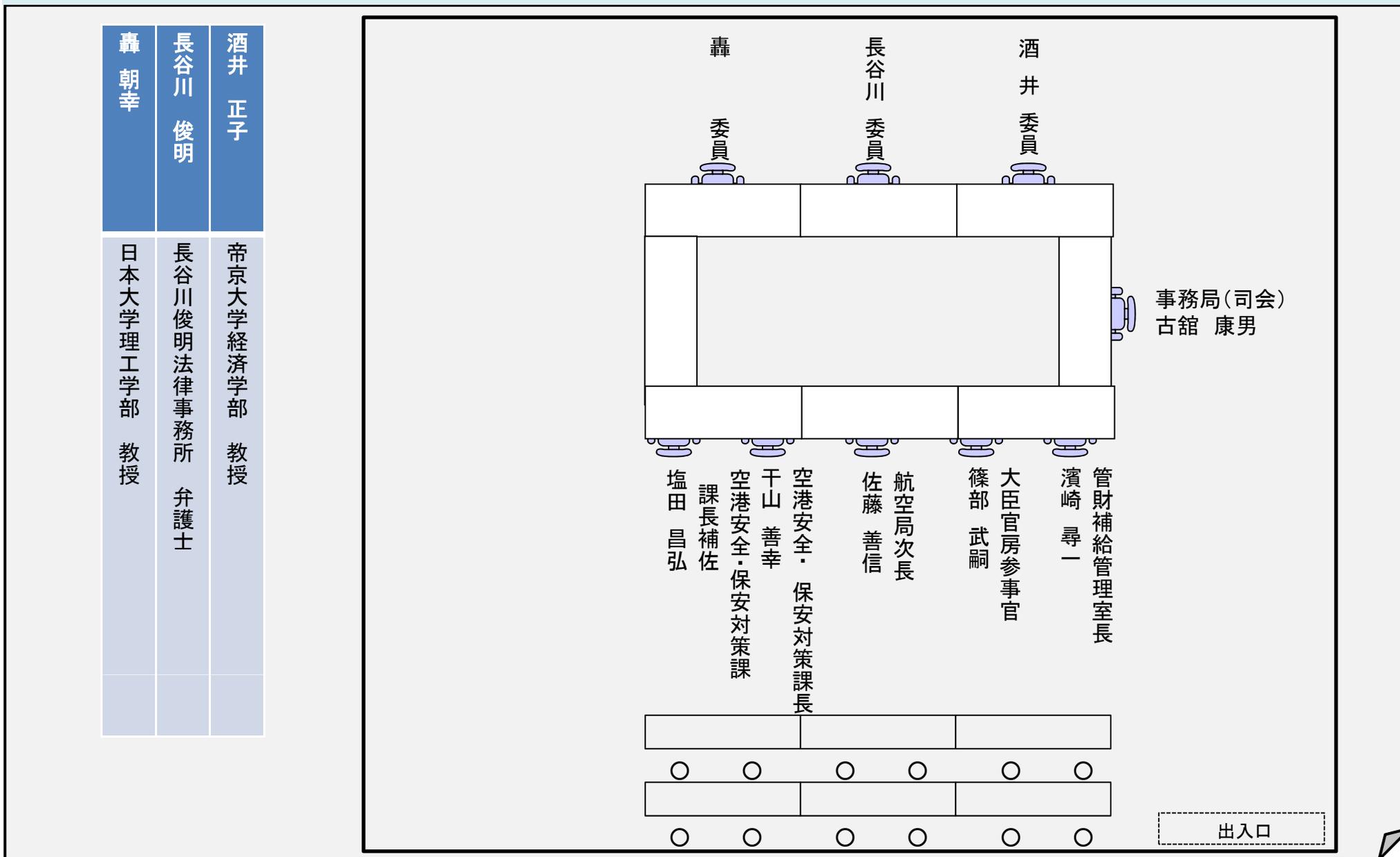
航空局

氏名	所属・役職
佐藤 善信	航空局次長
篠部 武嗣	大臣官房参事官
濱崎 尋一	管財補給管理室長
千山 善幸	安全部 空港安全・保安対策課長

航空局(事務局)

氏名	所属・役職
古館 康男	予算・管財室 課長補佐
橋本 三喜昭	予算・管財室 専門官
澤田 大介	予算・管財室 契約係長
塩田 昌弘	安全部空港安全・保安対策課 課長補佐
祝田 宏仁	安全部空港安全・保安対策課 評価技術係長

1.2 総合評価委員会配置図



1.3 総合評価等を導入する背景

■品確法(概要)

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日 法律第18号)

第2条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する公共工事をいう。

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することをかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

第8条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ・公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
- ・公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

第12条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

【補足説明事項】

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・第2条第1項: 計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。
- ・第2条第2項: 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

※会計法29条6第2項

- …価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

※公共工事に関する調査及び設計の品質確保

※公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(平成17年8月26日 閣議決定)

1.3 総合評価等を導入する背景

◎公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について (平成17年8月26日 閣議決定)

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

…発注者が、**事業の目的や工事の内容に応じ**、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、落札者の決定においては、**価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価**することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。

…**公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するため必要**であり、かつ、**建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである**。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

第2の4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

○技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、**総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする**。

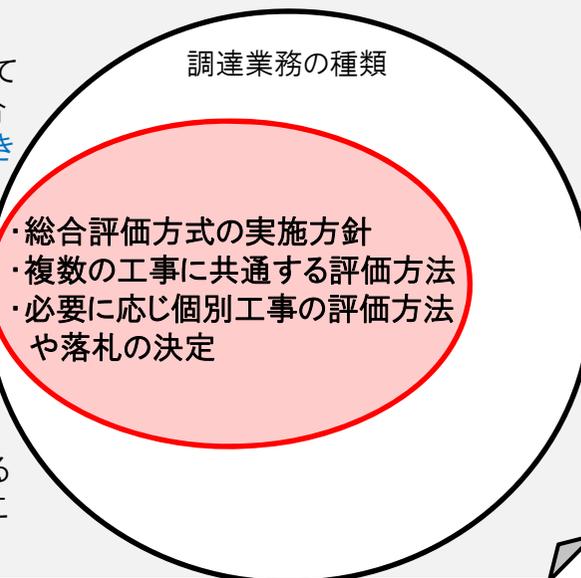
第2の7 調査・設計の品質確保に関する事項

○公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、**公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる**。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、**競争参加者の技術的能力を審査**することにより、その品質を確保する必要がある。

○調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。

なお、**技術提案が提案者の知的財産**であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。



1.4 総合評価委員会設置要領

航空局総合評価委員会設置要領

第1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条第2項後段及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年国土交通省告示第983号）第2の4及び第2の7に基づき、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査・評価を中立的かつ公正に行うため、航空局に総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

第2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 総合評価方式及びプロポーザル方式の実施方針に関すること。
- (2) 複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。
- (3) プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関すること。
- (4) 必要に応じ個別の工事又は建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定に関すること。
- (5) その他審議を要すると認める事項。

第3 委員会の委員及び任期等

- (1) 委員会の委員の数は、3名以上とする。なお、委員は、中立的かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価結果等について適切に審議を行うことができる学識経験等を有する者（国土交通省（外局及び地方支分部局を含む。）の職員を除く。以下「学識経験者」という。）のうちから、航空局長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は1年以上とし、再任できるものとする。
- (3) 委員は、非常勤とする。
- (4) 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

第4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 委員会の運営

- (1) 委員会は、原則として、毎年度1回以上開催するものとするほか、必要に応じ、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することが出来ない。
- (3) 委員会は非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。

第6 部会の設置

- (1) 委員会は、必要に応じて、事業ごと若しくは地域ごとの部会を置くことが出来る。
- (2) 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、当該部会において別途定める。
- (3) 部会に属すべき委員は、委員長が承認するものとする。
- (4) 各部会には、その部会に所属する委員の互選により部会長を置く。
- (5) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (6) 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。
- (7) 委員会は、委員会としての定例会議の審議を各部会に行わせることができ、また、その際の各部会による意見等をもって委員会による意見等とすることができる。

第7 委員の除斥

委員は、第2（2）から（5）までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

第8 秘密を守る義務

委員等は第2の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第9 委員会の庶務

委員会の庶務は、総務課管財補給管理室及び空港安全・保安対策課において処理するものとする。

附 則（平成21年12月16日 国空予管第725号）

この要領は平成21年12月16日から適用する。

附 則（平成23年6月30日 国空予管第206号）

この要領は平成23年7月1日から適用する。

1.5 総合評価委員会の進め方(案)

(1) 趣旨及び委員会の事務

総合評価委員会設置要領(平成21年12月16日 国空予管第725号)(抜粋)

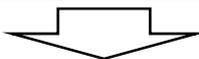
第1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第12条第2項後段及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年国土交通省告示第983号)第2の4及び第2の7に基づき、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査・評価を中立かつ公正に行うため、航空局に総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

第2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 総合評価方式及びプロポーザル方式の**実施方針**に関すること。
- (2) 複数の**工事**又は**建設コンサルタント業務等**に**共通する評価方法**に関すること。
- (3) **プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定**に関すること。
- (4) **必要に応じ個別の工事**又は**建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定**に関すること。
- (5) その他審議を要すると認める事項。

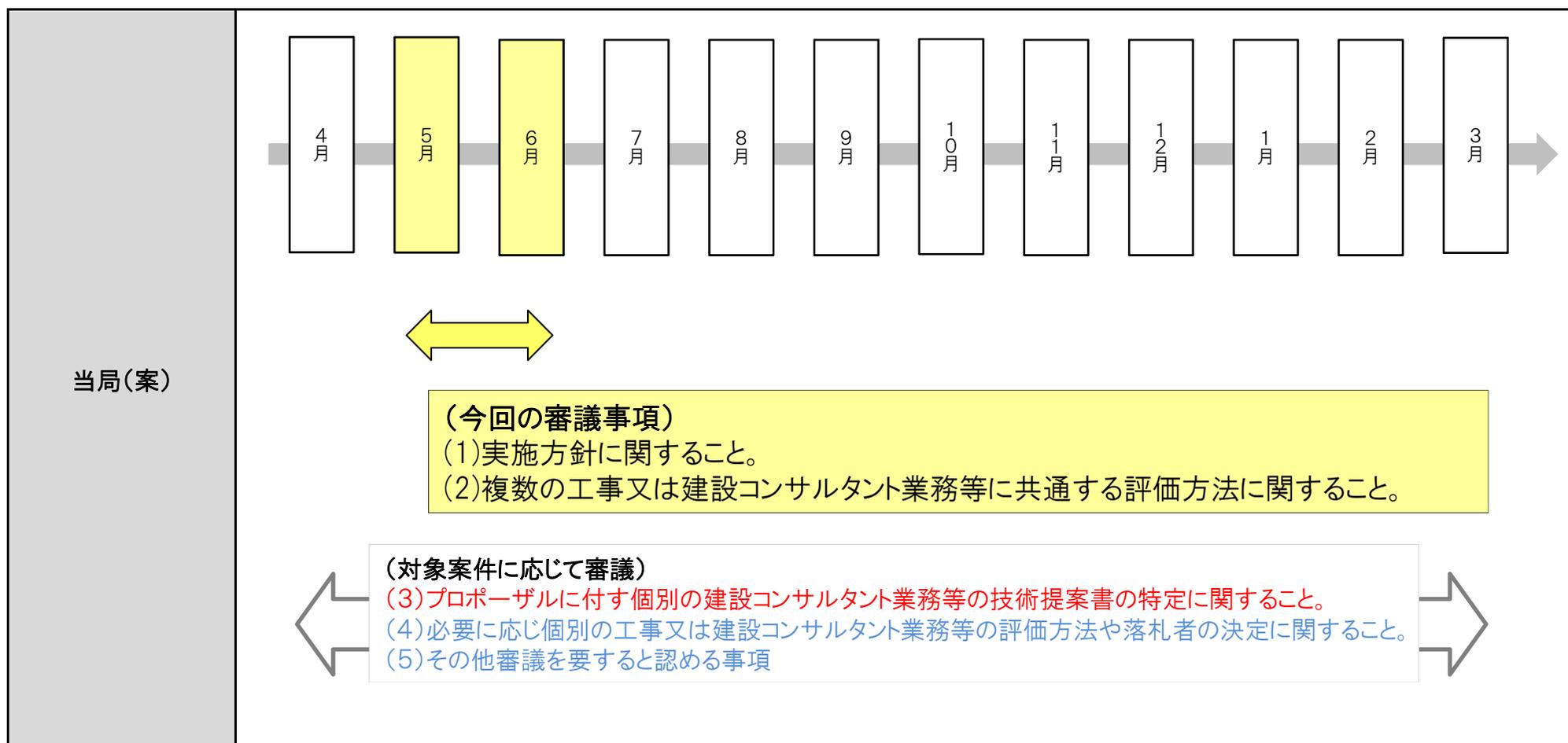


項目	項目・契約方式・落札方式等	総合評価落札方式		プロポーザル方式
		工 事	建設コンサルタント業務等	
今回の審議事項	(1)総合評価方式及びプロポーザル方式の実施方針に関すること。	●	●	●
	(2)複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。	●		●
対象案件に応じて審議	(3)プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関すること。	—	—	●
	(4)必要に応じ個別の工事又は建設コンサルタント業務等の評価方法や落札者の決定に関すること。	●		●
	(5)その他審議を要すると認める事項	●		●

1.5 総合評価委員会の進め方(案)

(1) 総合評価委員会の開催時期等(案)

航空局の総合評価委員会は、毎年度1回、5～6月のいずれかの開催を基本とする。
なお、対象発注案件が予定された場合、個別に実施することを予定。



1.5 総合評価委員会の進め方(案)

(2) 開催・審議時期

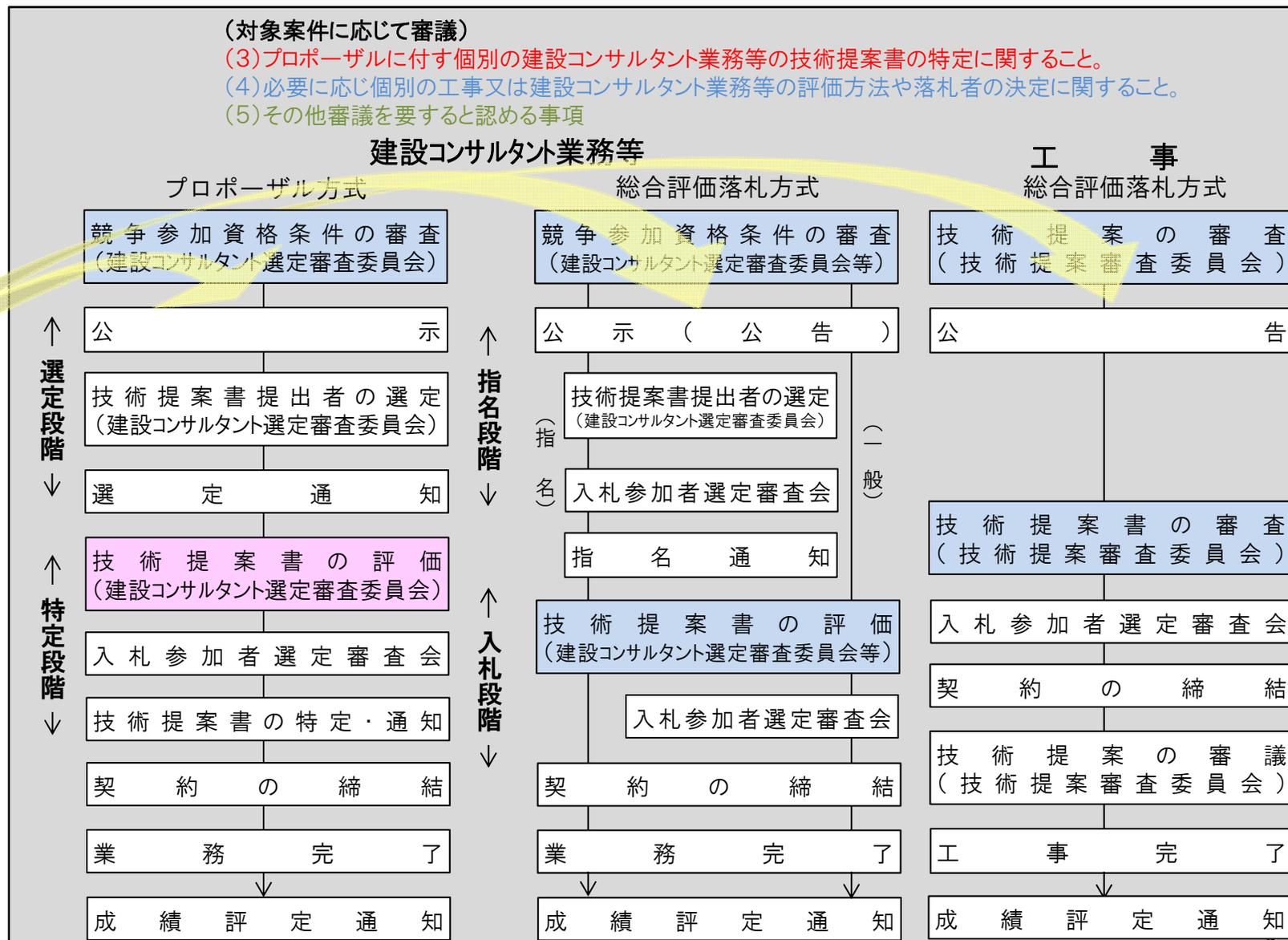
総合評価委員会

・毎年度1回、5～6月のいずれかの開催を基本とする。

(今回の審議事項)

- (1)実施方針に関すること。
- (2)複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に関すること。

- ・(1)実施方針
- ・(2)共通する評価方法



2. 建設コンサルタント業務等

2.1 建設コンサルタント業務等の発注実績等(報告事項).....	P12
2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等).....	P15
2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等).....	P19

2.1 建設コンサルタント業務等の発注実績等(報告事項)

- (1) 当局の業種別有資格者業者数…………… P13
- (2) 当局の業種別発注実績…………… P14
- (3) 当局の発注実績について(まとめ)…………… P14

2.1 建設コンサルタント業務等の発注実績等(報告事項)

(1) 当局の業種別有資格者業者数

(単位:社)

業種名等	H20	H21	H22	H23	傾向
建設コンサルタント業務	—	—	1,367	1,440	↗
測量			919	951	↗
地質			608	626	↗
補償コンサルタント業務			644	661	↗
その他の業種			396	432	↗
合計	3,714	3,829	3,934	4,110	↗

<登録内容>

建設コンサルタント登録

- ・土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者で、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に係る営業を営む者

測量

- ・測量法による測量士又は測量士補の登録を受けている者

地質調査登録

- ・土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画、立案、若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことを請負い又は受託する営業を営む者

補償コンサルタント登録

- ・公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関する業務(補償業務)受託又は請負を行う者

その他の業種

- ・その他の登録を受けて営む業務

※各年4月1日時点における建設コンサルタント業務等有資格者登録業者数。

2.1 建設コンサルタント業務等の発注実績等(報告事項)

(2) 当局の業種別発注実績

業種区分	主な業務内容	年度	発注件数	入札参加者 (平均)	低入札 件数	業務成績(平均)			平均予定価格 (百万)
						全体平均	低入札以外	低入札	
建設コンサルタント業務	〇〇設計 〇〇業務 〇〇調査	23	3	3	0	76	76	-	9
測量	〇〇測量	23	1	4	0	76	76	-	7
その他の業種	〇〇調査、〇〇設計 〇〇集計調査、〇〇分析調査 〇〇システム設計、〇〇検討調査	23	21	3	2	71	71	74	16

(3) 当局の発注実績について(まとめ)

1. 業務成績の平均は、「その他の業種」においては、70点前半であった。
2. 低入札については、平成23年度の「その他の業種」において2件発生した。

【その他の業種低入札状況】

件名	入札回数	予定価格	調査基準価格	入札結果	落札率	低入札	入札等参加者数	成績
〇〇検討調査	1	12,685,095	9,749,764	8,400,000	66.2%	有	A者	72
				12,600,000	99.3%	-	B者	-
				17,640,000	139.1%	-	D者	-
				20,475,000	161.4%	-	E者	-
〇〇整備基本設計	1	41,953,849	30,690,787	15,643,950	37.3%	有	A者	76
				27,930,000	66.6%	有	B者	-
				30,765,000	73.3%	-	D者	-
				36,750,000	87.6%	-	E者	-

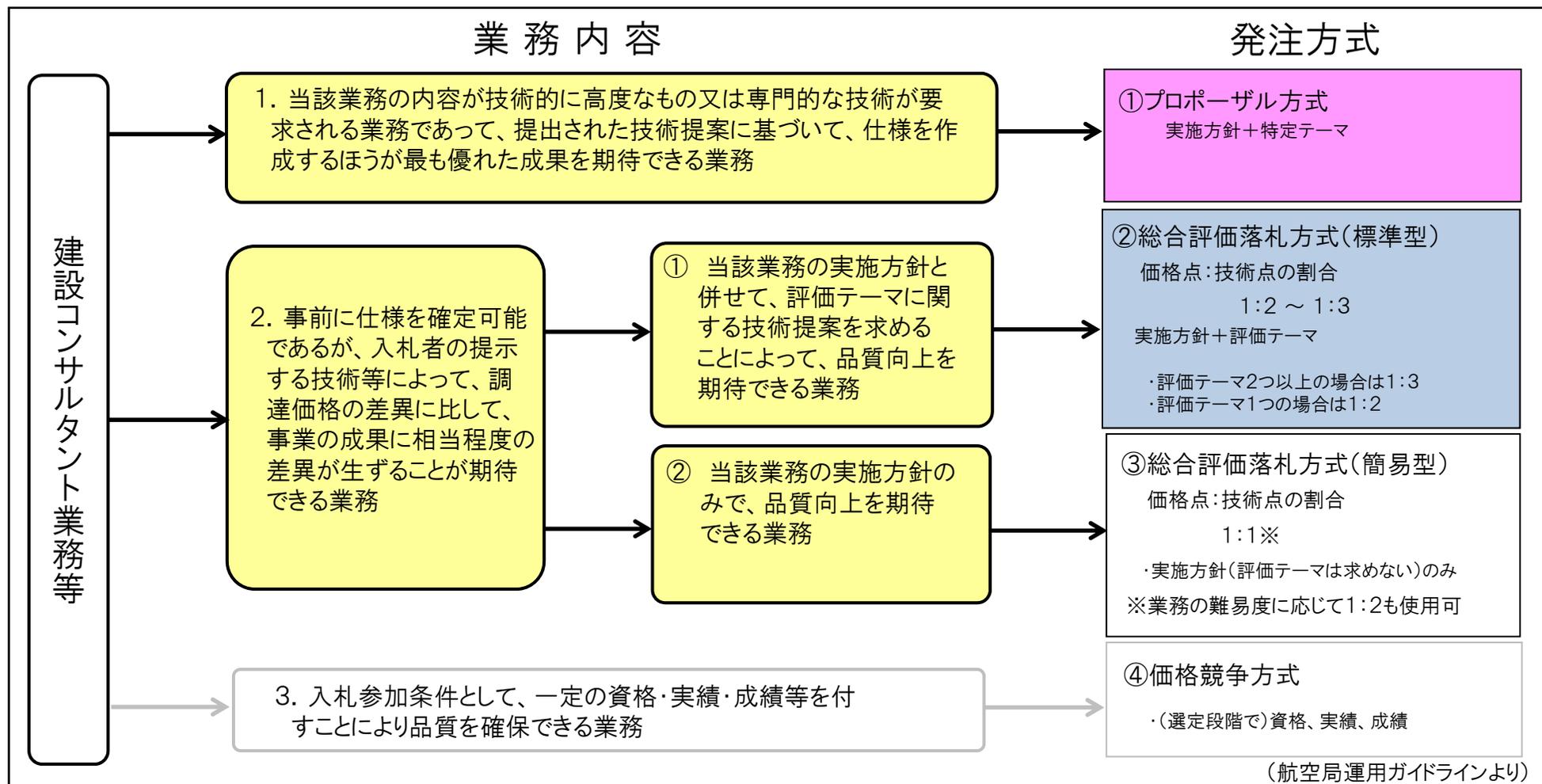
2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等)

- (1) 調達方式を選定する際の基本的な考え方…………… P16
- (2) 建設コンサルタント業務(建築関係以外)、測量、地質、補償、その他の業種の基本ウエイト…………… P17
- (3) 建設コンサルタント業務(建築関係)の基本ウエイト…………… P18

2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等)

(1) 調達方式を選定する際の基本的な考え方

建設コンサルタント業務等の調達方式を選定する際の基本的な考え方は、「航空局運用ガイドライン」に記載されている発注方式を標準とする。



2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等)

(2) 建設コンサルタント業務(建築関係以外)、測量、地質、補償、その他の業種の基本ウェイト

建設コンサルタント業務等に係る技術評価点は、「航空局運用ガイドライン」に記載されている基本ウェイトの技術評価点の適用を標準とする。

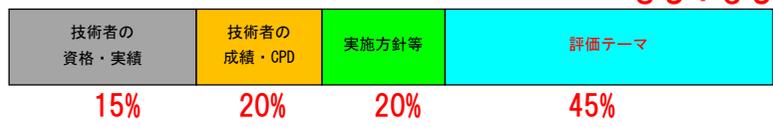
発注方式	選定(指名)段階の技術評価	特定(入札)段階の技術評価(注)	技術提案の内容	ヒアリング
①プロポーザル方式の 評価項目		<p>3~5者程度を選定</p> <p>※青記載は、基本ウェイトの技術評価点</p>	実施方針 及び 評価テーマ	ヒアリングは実施
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目		<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:3の配点イメージ)</p> <p>(1:2の配点イメージ)</p> <p>※青記載は、基本ウェイトの技術評価点</p>	実施方針 及び 評価テーマ	1:3 (ヒアリングは原則実施) 1:2 (技術者の能力を直接確認する必要がある場合実施)
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目	<p>※青記載は、基本ウェイトの技術評価点</p>	<p>原則10者以上を指名</p> <p>(1:1の配点イメージ)</p> <p>※青記載は、基本ウェイトの技術評価点</p>	実施方針	1:1 (原則実施しない。 必要に応じて実施も可能)

注:一般競争入札方式で、総合評価を実施する場合、「入札段階の技術評価」より実施評価テーマ(技術提案)時、総合評価委員会による審議を行う。

2.2 実施方針(案)(建設コンサルタント業務等)

(3)建設コンサルタント業務(建築関係)の基本ウェイト

建設コンサルタント業務(建築関係)の技術評価点は、「航空局運用ガイドライン」に記載されている基本ウェイトの技術評価点を適用する。

発注方式	選定(指名)段階の技術評価	特定(入札)段階の技術評価	価格: 技術等
①プロポーザル方式 (適用範囲) ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務(注1) ・象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合、及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(注2)		3~5者程度を選定 ・実施方針および 評価テーマ(3つ以下) ・ヒアリング:技術者の能力を直接確認する必要があることから必須 (評価テーマ3つの場合の配点イメージ) 35:65 	—
②総合評価落札方式(標準型) の評価項目	(配点イメージ) 	原則10者以上を指名 ・実施方針および 評価テーマ(2つ以下) ・ヒアリング:技術者の能力を直接確認する必要がある場合に原則実施 (価格点:技術点=1:2、評価テーマ2つの場合の配点イメージ) 41:59 	1:3 ~ 1:2
③総合評価落札方式(簡易型) の評価項目		原則10者以上を指名 ・実施方針のみ ・ヒアリング:技術者の能力を直接確認する必要がある場合に原則実施 (価格点:技術点=1:1の場合の配点イメージ) 64:36 	1:2 ~ 1:1

(注1)「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(H19.12.7付、閣議決定)に基づき「環境配慮型プロポーザル方式」を採用する対象業務。

(注2)プロポーザル実施通達に基づく対象業務

2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)

- (1) 選定(指名)段階における共通の評価方法(標準案)…………… P20
- (2) 特定段階における共通の評価方法(標準案)…………… P21
- (3) 入札段階における共通の評価方法(標準案)…………… P22
- (4) 選定(指名)段階における共通の評価方法(建設コンサルタント業務(建築関係))(標準案)……… P23
- (5) 特定(入札)段階における共通の評価方法(建設コンサルタント業務(建築関係))(標準案)……… P24

2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)

(1) 選定(指名)段階における共通の評価方法(標準案)

建設コンサルタント業務(建築関係以外)、測量、地質、補償、その他の業種

【選定(指名)段階の手続き】

- ・プロポーザル方式：3～5者程度選定する。
- ・総合評価落札方式：原則10者以上を指名する。

評価項目	評価の着眼点				プロポーザル方式 総合評価落札方式 評価点(評価ウェイト)	
					判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門の登録 ② ①以外	15点(15%)
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間、公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績の内容	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の当該発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④70点未満	35点(35%)
				提出された地方航空局の同じ業種区分の過去2年間の局長表彰の(建設コンサルタント等)の経験有無	局長表彰の実績がある。	
	事故及び不誠実な行為				航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、当該年度に以下の措置を受けた場合、評価を減ずる。 ①文書注意(評価点満点の5%を減点) ②口頭注意(評価点満点の3%を減点)	-
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野	①技術士等 ②RCCM等 ③取得なし。	15点(15%)
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間、公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間の当該発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点	①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④70点未満	35点(35%)
				提出された地方航空局の同じ業種区分の過去4年間の局長表彰(優良建設技術者表彰)の技術者表彰の有無	局長表彰の実績がある。	
計					100点(100%)	

2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)

(2) 特定段階における共通の評価方法(標準案)

建設コンサルタント業務(建築関係以外)、測量、地質、補償、その他の業種

【特定段階の手続き】

・プロポーザル方式：3～5者程度選定された者の中から、1者特定する。

評価項目	評価の着眼点			判断基準	プロポーザル方式 評価点(評価ウェイト)
	予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 成績・表彰	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野	①技術士等 ②RCCM等 ③取得なし。
専門技術力		業務執行技術力	過去10年間、公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	
専門技術力		業務執行技術力	過去4年間の当局発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点	①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④70点未満	15点(15%)
			提出された地方航空局の同じ業種区分の過去4年間の局長表彰(優良建設技術者表彰)の技術者表彰の有無	局長表彰の実績がある。	
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	25点(25%)	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価			
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価			
その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価				
評価テーマ に対する 技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価的確性			50点(50%)
		必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価			
実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価実現性				
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価				

2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)

(3) 入札段階における共通の評価方法(標準案)

建設コンサルタント業務(建築関係以外)、測量、地質、補償、その他の業種

【入札段階の手続き】

・総合評価落札方式：原則10者以上を指名された者に対して、技術評価点を付与する。

評価項目	評価の着眼点			判断基準	総合評価落札方式		
					1:1	標準型(1:2)	標準型(1:3)
					評価ウェイト(評価点)		
予定管理技術者の経験及び能力 資格・実績等 成績・表彰	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野	①技術士等 ②RCCM等 ③取得なし。	25点 (25%)	15点 (15%)	10点 (10%)
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間、公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			
	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間の当局発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点	①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④70点未満	25点 (25%)	18点 (18%)	15点 (15%)
			提出された地方航空局の同じ業種区分の過去4年間の局長表彰(優良建設技術者表彰)の技術者表彰の有無	局長表彰の実績がある。			
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	50点 (50%)	30点 (30%)	25点 (25%)	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価					
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価					
その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価						
評価テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価的確性		—	37点 (37%)	50点 (50%)	
		必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価					
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価実現性					
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価					
計					100点(100%)	100点(100%)	100点(100%)

2.3 共通する評価方法(案)(建設コンサルタント業務等)

(4)選定(指名)段階における共通の評価方法(建設コンサルタント業務(建築関係))(標準案)

【選定(指名)段階の手続き】

- ・プロポーザル方式：3～5者程度選定する。
- ・総合評価落札方式：原則10者以上を指名する。

評価項目	評価の着目点		プロポーザル方式 総合評価落札方式		
		判断基準	評価ウェイト(評価点)		
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	5点(20%)	60%
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	10点(40%)	
			主任担当技術者		
	過去4年間の当局〇〇業務の成績 評定	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。(加点) ② ①、④以外の実績がある。(加点) ③ 実績が無い。(0点) ④ 65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者	10点(40%)	40%
			主任担当技術者		
合計点				25点(100%)	100%

3. 工 事

3.1 工事の発注実績等(報告事項).....	P26
3.2 実施方針(案)(工事).....	P33
3.3 共通する評価方法(案)(工事).....	P36

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(1) 当局の業種別有資格者業者数	P27
(2) 当局の業種別発注実績	P28
(3) 総合評価落札方式による試行結果	P20
(4) 平成23年度「電気通信工事業」の試行結果	P30
(5) 平成23年度「管工事業」の試行結果	P31
(6) 当局の発注実績について(まとめ)	P32

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(1) 当局の業種別有資格者業者数

(単位:社)

業種	業種名等	H20	H21	H22	H23	傾向
建築工事業	建築工事業	2,498	2,509	2,574	2,605	↗
専門工事業	管工事業	1,806	1,816	1,849	1,894	↗
	電気通信工事業	840	876	906	921	↗
合計		5,718	5,799	5,943	6,002	

<登録内容>

建築工事業

・総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

管工事業

・冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、または金属製等管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事

電気通信工事業

・有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事

<備考>

※各年4月1日時点における工事請負有資格者登録業者数

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(2) 当局の業種別発注実績

電気通信工事業

年度	発注 件数	入札参加者 (平均)	低入札 件数	工事成績(平均)						平均予定価格 (百万)
				全体	低入札以外	低入札	総合評価以外	総合評価	難易度	
23	1	2	0	70	70	-	-	70	Ⅱ	20

建築工事業

年度	発注 件数	入札参加者 (平均)	低入札 件数	工事成績(平均)						平均予定価格 (百万)
				全体	低入札以外	低入札	総合評価以外	総合評価	難易度	
23	1	3	1	73	-	73	73	-	Ⅲ	27

管工事業

年度	発注 件数	入札参加者 (平均)	低入札 件数	工事成績(平均)						平均予定価格 (百万)
				全体	低入札以外	低入札	総合評価以外	総合評価	難易度	
23	1	1	0	72	72	-	-	72	Ⅲ	47

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(3) 総合評価落札方式による試行結果

電気通信工事業

落札者(●)	年度	件名	公告等級	入札方式 総合評価型 施工体制有無	予定価格 (調査基準価格)	参加者	入札結果	低入札有無	評価点満点(注)	加算点	施工体制評価点	評価点合計	逆転の有無	事故等有無	成績	難易度	総合評価結果
●	23	評価用航空路レーダー 情報処理システム(RDP)設置その他 工事	A・B	一般競争入札 簡易型Ⅱ 無	19,714,010 (16,694,445)	A者	18,585,000	無	10	5.5	-	105.5/110	無	無	70	Ⅱ	入札価格:1位 評価点:1位
						B者	21,525,000	無		2.5	-	102.5/110		-	-		
●	22	評価用航空交通流管理システム (ATFM)等設置その他工事	A・B	一般競争入札 簡易型Ⅱ 無	50,108,076 (41,783,986)	A者	48,825,000	無	10	5.5	-	105.5/110	無	無	73	Ⅱ	入札価格:- 評価点:-
●	20	東京航空交通管制部IECS-05型新航 空路管制卓整備その他工事	A・B	一般競争入札 簡易型 有	205,600,801 (174,760,680)	A者	189,000,000	無	14 (30)	6	30	136/146	有	無	67	Ⅵ	入札価格:2位 評価点:1位
						B者	173,250,000	有		6	20	126/146	-	-	-		
工事成績平均点															70		

管工事業

落札者(●)	年度	件名	公告等級	入札方式 総合評価型 施工体制有無	予定価格 (調査基準価格)	参加者	入札結果	低入札有無	評価点満点(注)	加算点	施工体制評価点	評価点合計	逆転の有無	事故等有無	成績	難易度	総合評価結果
●	23	航空機火災消火訓練設備手動弁設置 工事	A・B	一般競争入札 簡易型Ⅱ 無	47,000,224 (40,105,389)	A者	47,000,100	無	10	4.5	-	104.5/110	無	無	72	Ⅲ	入札価格:- 評価点:-
工事成績平均点															72		

注: 括弧記載数については、施工体制評価点

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(4) 平成23年度「電気通信工事業」の試行結果

評価項目	評価基準	評価内容	評価点	A者得点	B者得点		
企業の 施工能力等	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり	1.5	6.0	1.5	1.5	
		・類似工事の実績あり	0.0				
	過去2年間の航空局発注工事(電気通信工事)における工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5		0.0	0.0	
		・65点以上 75点未満	0.0				
	過去2年間の航空局発注工事(電気通信工事)における優良工事表彰の有無	・表彰の実績あり	1.0		0.0	0.0	
		・表彰の実績なし	0.0				
	品質管理・環境マネジメントシステム等の取り組み状況	・ISO9001の認証を取得	0.5		10.0	1.5	0.0
		・ISO14001の認証を取得	0.5				
		・ISMS の認証を取得	0.5				
		・OHSAS18001の認証を取得	0.5				
		・いずれも未取得	0.0				
配置 予定技術者 の能力	過去15年間の配置予定技術者の施工経験	・同種工事の実績あり	1.5	3.0	1.5	0.0	
		・類似工事の実績あり	0.0				
	過去2年間の航空局発注工事(電気通信工事)における主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5		0.0	0.0	
		・65点以上 75点未満	0.0				
地理的条件	工事場所の所在する地域内における本支店、営業所の有無 ※	・本支店又は営業所あり	1.0	1.0	1.0		
		・拠点なし	0.0				
合 計				5.5	2.5		

【主な工事概要】

同様の工事等3件を一括発注にて実施、各概要は次のとおり。

【評価用航空路レーダー情報処理システム(RDP)等設置工事】

- ・フリアクフロアのマーキング及びカット施工
- ・機器(サーバラックx2架, ネットワーク機器ラックx1架)の設置
- ・設置機器への耐震施工(アンカーボルト・Z金具等の施工)
- ・通信ケーブル(LANケーブル)の敷設
- ・電源ケーブルの敷設: 低圧ケーブル・絶縁ケーブルの敷設
- ・約435万

【評価用洋上管制データ表示システム(ODP)増設工事】

- ・機器(サーバ1架, デスクトップPC 2個、表示装置7台)の設置
- ・通信ケーブル(LANケーブル)の敷設
- ・電源ケーブルの敷設: 低圧ケーブル・絶縁ケーブルの敷設
- ・約971万

【評価用航空交通流管理システム(ATFM)等撤去工事】

- ・機器の撤去(サーバラック7架, PC 11台、プリンタ2台)
- ・通信ケーブル、電源ケーブル撤去
- ・既存デスクトップPC 23台を移設・ケーブルの振り直し
- ・約453万

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(5) 平成23年度「管工事業」の試行結果

評価項目	評価基準	評価内容	評価点	A者得点	-		
企業の 施工能力等	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり	1.5	6.0	1.5	-	
		・類似工事の実績あり	0.0				
	過去2年間の航空局発注工事(管工事業)における工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5		0.0		
		・65点以上75点未満又は受注実績無し	0.0				
	過去2年間の航空局発注工事(管工事業)における優良工事表彰の有無	・表彰の実績あり	1.0		0.0		
		・表彰の実績なし	0.0				
	品質管理・環境マネジメントシステム等の取り組み状況	・ISO9001の認証を取得	1.0		2.0		
		・ISO14001の認証を取得	1.0				
		-					
		・未取得					
配置 予定技術者 の能力	過去15年間の配置予定技術者の施工経験	・同種工事の実績あり	1.0	3.0	0.0	-	
		・類似工事の実績あり	0.5				
		・実績無し	0.0				
	管工事施工管理技術士の資格	・1級	1.0		0.0		
		・2級	0.0				
	監理技術者の資格の有無	・取得済み	1.0		0.0		-
		・未取得	0.0				
地理的条件	工事場所の所在する地域内における本支店、営業所の有無 ※	・本支店又は営業所あり	1.0	1.0	-		
		・拠点なし	0.0				
合 計				4.5	-		

【主な工事概要】

航空保安防災教育訓練センターに設置されている「航空機火災消火訓練設備のうち、燃料流出火災消火訓練設備の燃焼エリアに取り付けているホットボックスへの手動弁設置を行う。

- ・手動弁及び配管を製造する。
- ・製造した手動弁36カ所、配管撤去、取付
- ・仮設ハウス設置・撤去

3.1 工事の発注実績等(報告事項)

(6) 当局の発注実績について(まとめ)

【発注結果】

1. 当局の業種別有資格者数については、増加傾向である。
2. 発注する主な業種は「電気通信工事業」であった。
3. 業種別の工事成績については、どの業種においても70点程度であった。
4. 低入札については、平成23年度の「建築工事」において1件発生した。
5. 平成20年度、「電気通信工事業」で行われた総合評価施行においては、施工体制評価点による逆転現象が見受けられた。
6. 平成23年度に実施した「電気通信工事業」の総合評価試行においては、「品質管理・環境マネジメントシステム等の取り組み状況」及び「配置予定技術者の能力」により、技術評価点に差が付いた。

3.2 実施方針(案)(工事)

- (1) 調達方式を選定する際の基本的な考え方…………… P34
- (2) 予定価格(工事規模)や技術的難易度(技術的工夫の余地)に応じた選定(標準案)…………… P35

3.2 実施方針(案)(工事)

(1) 調達方式を選定する際の基本的な考え方

【実施方針(概要)】

1. 総合評価落札方式の適用にあたっては、当該工事の**技術的難易度(技術的な工夫の余地)**や**予定価格(工事規模)**に応じて**実施**する。
2. 平成23年度試行を行った、「電気通信工事業」及び「管工事業」の評価項目・技術評価点を見直し、当局工事において、2種類のいずれかで、平成24年度の総合評価について試行を行う予定。

【標準型】

航空局40点

○**技術提案を求める工事**(評価項目に必須のものが含まれないものに限る。)

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し(数値方式)、又は定性的に表示する(判定方式・順位方式)ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの。

【簡易型】・適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価する。

【簡易型Ⅰ】

航空局30点

○**技術的な工夫の余地が小さい工事**

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、**簡易な施工計画**や**同種・類似工事の経験**、**工事成績等**を**評価項目**として扱い、定性表示する(判定方式・順位方式)ことにより、入札価格とを総合的に評価するもの。

【簡易型Ⅱ】

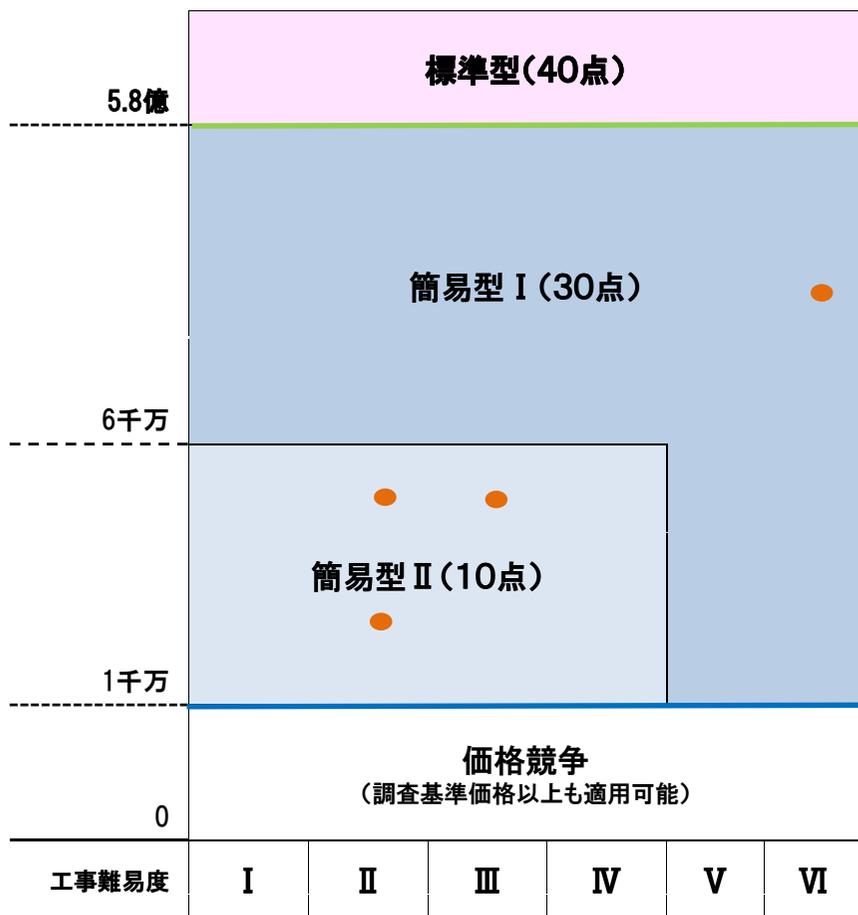
航空局10点

「簡易な施工計画」を**「可」**又は**「不可」**で**判断**(評価点には反映されない)し、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」により、適切な施工が確保されるかを確認・評価する。

3.2 実施方針(案)(工事)

(2) 予定価格(工事規模)や技術的難易度(技術的工夫の余地)に応じた選定(標準案)

工事における総合評価落札方式の型式については、予定価格(工事規模)及び技術的難易度(技術的工夫の余地)を踏まえ、下記の分類を標準とする。



備考: 青線以上については、調査基準価格対象金額、「●」については、過去の発注物件の該当箇所を示す。
緑線以上については、WTO対象額

■工事技術的難易度表

事業区分	機能分類	無線機器	I	II	III	IV	V	VI
無線工事	簡易	・A/G、ATIS、AEIS、NDB等 ・機器に関する付帯工事	易	やや難	難			
	一般	管制塔(3種)、VOR/DME		易	やや難	難		
	特殊	管制塔(2種以上)、ILS			易	やや難	難	
レーダー施設					易	やや難	難	
事業区分	建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
建築・電気設備・機械設備工事	簡易	倉庫、車庫	易	やや難	難			
	一般	庁舎、研修所、局舎等		易	やや難	難		
	特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

「航空局工事技術的難易度評価実施要領」より。

3.3 共通する評価方法(案)(工事)

- (1) 当局における平成24年度総合評価技術評価点全体像(案)…………… P37
- (2) 「電気通信工事業」の業種で試行した結果による見直し(案)…………… P38
- (3) 「管工事業」の業種で試行した結果による見直し(案)…………… P39
- (4) 簡易な施工計画の評価項目及び評価基準等(新規)…………… P40

3.3 共通する評価方法(案)(工事)

(1) 当局における平成24年度総合評価技術評価点全体像(案)

評価項目	簡易Ⅱ型		簡易Ⅰ型		標準型
	業種1型	業種2型	業種1型	業種2型	全業種共通
	10点		30点		40点
技術提案	-	-	-	-	40.0点
簡易な施工計画	-	-	20.0点	20.0点	-
企業の施工能力	5.5点	4.5点	5.5点	4.5点	-
配置予定技術者の能力	3.5点	4.5点	3.5点	4.5点	-
地理的条件	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	-

※業種1型:「電気通信工事業」の総合評価落落札方式の評価項目等を見直した評価点構成
 業種2型:「管工事業」の総合評価落落札方式の評価項目等を見直した評価点構成

3.3 共通する評価方法(案)について(検討案)

(2)「電気通信工事業」の業種で試行した結果による見直し(案)

評価項目	評価基準	評価基準見直し(案)	評価内容	評価点			考え方
企業の 施工能力等	過去15年間の同種・類似工事 の施工実績	-	・同種工事の実績あり。	1.5	1.5	6.0⇒5.5	-
		-	・類似工事の実績あり。	0.0			
	過去2年間の航空局発注工事 (〇〇工事業)における工事成績 評定点の平均	過去2年間の当局発注工事(〇〇工 事業)における工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5	1.5		
			・65点以上 75点未満	0.0			
	過去2年間の航空局発注工事 (〇〇工事業)における優良工 事表彰の有無	提出された過去2年間の地方航空局 発注工事(〇〇工事業)における優 良工事表彰の有無	・表彰の実績あり。	1.0⇒0.5	1.0⇒0.5		
・表彰の実績なし。			0.0				
品質管理・環境マネジメントシ ステム等の取り組み状況	品質管理・環境マネジメントシステム 等の取得の有無(累積加算とする。)	・ISO9001の認証を取得	0.5	2.0			
		・ISO14001の認証を取得	0.5				
		・ISMSの認証を取得	0.5				
		・OHSAS18001の認証を取得	0.5				
		・いずれも未取得	0.0				
配置 予定技術者 の能力	過去15年間の配置予定技術 者の施工経験	過去15年間に於ける主任技術者、 監理技術者又は現場代理人としての 同種又は類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり。	1.5	1.5	3.0⇒3.5	・記載の明確化
			・類似工事の実績あり。	0.0			
	過去2年間の航空局発注工事 (〇〇工事業)における主任 (監理)技術者の工事成績評定 点の平均	過去4年間の当局発注工事(〇〇工 事業)における主任技術者又は監理 技術者の工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5	1.5		
			・65点以上 75点未満	0.0			
	提出された過去4年間の地方航空 局発注工事(〇〇工事業)における 優良工事技術者表彰の有無	・表彰の実績あり。	0.5	0.0⇒0.5			
		・表彰の実績なし。	0.0				
地理的条件	工事場所の所在する地域内に おける本支店、営業所	-	・本支店又は営業所あり。	1.0	1.0	1.0	-
		-	・拠点なし。	0.0			

3.3 共通する評価方法(案)について(検討案)

(3) 「管工事業」の業種で試行した結果による見直し(案)

評価項目	評価基準	評価基準見直し(案)	評価内容	評価点			考え方	
企業の 施工能力等	過去15年間の同種・類似 工事の施工実績	-	・同種工事の実績あり。	1.5	1.5	6.0⇒4.5	-	
		-	・類似工事の実績あり。	0.0				
	過去2年間の航空局発注 工事(〇〇工事業)におけ る工事成績評定点の平均	過去2年間の当局発注工事(〇〇工事業)における工事成績評定点の平均	・75点以上 ・65点以上 75点未満	1.5 0.0	1.5		・記載の明確化	
	過去2年間の航空局発注 工事(〇〇工事業)におけ る優良工事表彰の有無	提出された過去2年間の地方航空局発注工事(〇〇工事業)における優良工事表彰の有無	・表彰の実績あり。 ・表彰の実績なし。	1.0⇒0.5 0.0	1.0⇒0.5		・記載の明確化 ・企業の評価より、配置予定技術者を評価し、業務成績の点数構成を考慮する。	
配置 予定技術者 の能力	過去15年間の配置予定技術者の 施工経験	過去15年間における主任技術者、 監理技術者又は現場代理人としての同種 又は類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり。	0.0⇒1.5	1.0⇒1.5	10.0	・参加資格要件に求める場合として新規追加する。 ・参加資格要件に求めない場合 ・点数については、1.5点を上限とする。 ・技術者については、4年間迄を対象とし、配置予定技術者の品質確保に努めるため新規追加する。 ・企業の評価において、表彰を対象にしていることから技術者にも求める。 ・配置予定技術者の資格要件を優位に評価し、品質確保に努める。 ・下請負代金額が一定額以上となった場合、監理技術者の配置が、建設業法で定められており、一定額以上となるかは、請負者の判断であるため。	
			・類似工事の実績あり。	0.0				
			・同種工事の実績あり。	1.0⇒1.5				
			・類似工事の実績あり。	0.5⇒0.7				
配置 予定技術者 の能力	過去4年間の当局発注工事(〇〇工事業)における主任技術者又は監理技術者の工事成績評定点の平均	過去4年間の当局発注工事(〇〇工事業)における主任技術者又は監理技術者の工事成績評定点の平均	・75点以上	0.0⇒1.5	0.0⇒1.5	3.0⇒4.5		
			・65点以上 75点未満	0.0				
			提出された過去4年間の地方航空局発注工事(〇〇工事業)における優良工事技術者表彰の有無	提出された過去4年間の地方航空局発注工事(〇〇工事業)における優良工事技術者表彰の有無	・表彰の実績あり。 ・表彰の実績なし。		0.0⇒0.5 0.0	0.0⇒0.5
			競争参加資格条件と同等又は同等以上である建設業法の主任技術者及び監理技術の資格又は実務経験	競争参加資格条件と同等又は同等以上である建設業法の主任技術者及び監理技術の資格又は実務経験	・1級⇒主任技術者及び監理技術者となるための要件の上位資格 ・2級⇒から順に記載。		1.0 0.0	1.0
監理技術者の資格の有無	※ 評価を行う場合には、上記に項目を含める。	※ 評価を行う場合には、上記に項目を含める。	・取得者⇒-	1.0⇒-	1.0⇒-			
			・未取得者⇒-	0.0⇒-				
地理的条件	工事場所の所在する地域内における本支店、営業所	-	・本支店又は営業所あり。	1.0	1.0	1.0	-	
			・拠点なし。	0.0				

3.3 共通する評価方法(案)について

(4) 簡易な施工計画の評価項目及び評価基準等(新規)

総合評価適用型		簡易I型
評価項目	評価基準	配点
(1)簡易な施工計画		20点満点
<p>・当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認する。</p> <p>① 施工計画の実施手順の妥当性</p> <p>② 工期設定の適切性</p> <p>③ 品質の確認方法、管理方法の適切性</p> <p>④ 発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性</p> <p>⑤ 施工上配慮すべき事項の適切性</p> <p>⑥ その他業務の内容により必要な簡易な施工計画</p>		<p>① 優:工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。 可:工事の手順が適切である。</p> <p>② 優:各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。 良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。 可:各工程の工期が適切である。</p> <p>③ 優:品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策の工夫が見られる。 良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。 可:適切である。</p> <p>④ 優:課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。 可:的確である。</p> <p>⑤ 優:配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。 可:適切である。</p>
		<p>1項目設定 1提案毎 優4点 良2点 可0点</p> <p>最大 5提案評価</p>